

追加 4-11

確定申告と青色申告

2 青色申告

一定水準の帳簿付けをし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取り扱いが受けられる青色申告の制度があります。なお、作成した帳簿書類は一定期間（原則7年間）保管します。

※ 青字の個所を追記しました。